

技術提案公募の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり随意契約の方法により契約を締結するため技術提案を募集する。

令和 8 年 2 月 24 日

岡山県農林水産総合センター長

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

岡山県農林水産総合センター畜産研究所 家畜飼養管理・草地管理・堆肥生産管理・試験研究補助等業務

(2) 委託内容

「業務委託仕様書」及び「作業参考例」のとおり

(3) 委託契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託費

135,067,509 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 履行場所

岡山県農林水産総合センター畜産研究所

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）（以下「審査要領」という。）第 8 条第 2 項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

(3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「10 その他」であり、格付区分が「A」、「B」又は「C」であること。

(4) 審査要領第 10 条第 1 項の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。

(5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けていないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

(7) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 岡山県内に本店、支店、営業所等があること。

(9) 業務員等の条件について、次の事項を満たすこと。

- ア 責任者を含む3名以上の業務員は、畜産業（酪農、肉用牛、草地管理等）を3年以上経験していること。
- イ 業務員のうち半数以上は、畜産業（酪農、肉用牛、草地管理等）を1年以上経験していること。
- ウ 業務員が搾乳ロボットの操作を経験しており、職場において、その教育ができること。
- エ 大型特殊自動車運転免許（農耕車限定可）、けん引運転免許（農耕車限定可）、普通自動車運転免許（AT限定を除く）、労働安全衛生法に基づくフォークリフト技能講習修了証及び車両系建設機械技能講習修了証を有する業務員がそれぞれ3名以上であること。
- オ 大型特殊自動車運転免許（農耕車限定不可）を有する業務員が1名以上であること。

3 契約条項を示す場所

〒709-3494 久米郡美咲町北2272
岡山県農林水産総合センター畜産研究所 本館 総務課
電話番号 0867-27-3321

4 技術提案参加手続等

(1) 委託仕様書及び様式の配布期間・場所

- ア 配布期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月9日（月）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県農林水産総合センターホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 現地説明会の開催

- ア 開催日時 令和8年3月4日（水） 午前10時～午前12時
- イ 場所 上記3の場所に同じ
- ウ 説明会への出席は、本件手続きに参加する者の義務ではない。ただし、説明会への参加を希望する者は、あらかじめ上記3の場所にその旨をメール（chikusanse@pref.okayama.lg.jp）で3月2日（月）までに連絡すること。
なお、参加希望者は2名までとし、次の事項を遵守すること。
 - ・当日に他の農場等、畜産関係施設へ立ち入らないこと
 - ・1週間以内に海外渡航歴がないこと
 - ・4カ月以内に海外で使用した衣類や靴等を持ち込まないこと

(3) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出方法

- ア 提出期限 令和8年2月24日（火）から令和8年3月9日（月）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便その他これに準じる方法に限る。）なお、郵便等の場合は、電話連絡の上、提出期間までに必着することとする。

(4) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月9日（月）ま

- での午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 受付方法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）によりメールで提出すること
 - ウ 提出先 chikusanse@pref.okayama.lg.jp
 - エ 回答方法 本公告を掲載した岡山県農林水産総合センターホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係ないものや不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。
 - オ その他 技術提案審査会実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

5 技術提案

(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和8年2月24日（火）から令和8年3月13日（金）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便その他これに準じる方法に限る。）なお、郵便等の場合は、電話連絡の上、提出期間までに必着することとする。
- エ 提出書類 技術提案書 7部
会社概要 7部
見積書 1部
- オ 留意事項 技術提案者は、仕様書及び技術提案書作成要領により技術提案書を作成すること。見積書は任意の様式で作成し、年間の委託費とすること。また、会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。宛名は「岡山県農林水産総合センター長」とすること。積算根拠を添付すること。

(2) 技術提案審査会の実施

- 日 時：令和8年3月19日（木）午後3時から
- 場 所：赤磐市神田沖1174-1
岡山県農林水産総合センター 3階第1会議室
- 内 容：提案内容等の説明（プレゼンテーションの実施）
1業者あたり30分（説明15分、質疑15分）

6 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

岡山県農林水産総合センター畜産研究所 家畜飼養管理・草地管理・堆肥生産管理・試験研究補助等業務プロポーザル審査基準に基づき、審査の上選定する。ただし、選定された技術提案内容については、委託契約締結に当たり一部を

変更する場合がある。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法

委託候補者は、岡山県農林水産総合センターホームページで公表する。

また、審査結果は提案者全員に郵送により通知する。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

7 契約の締結

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 技術提案参加資格確認申請書、技術提案書等の作成及び技術提案審査会への参加に要する費用は、技術提案者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りでない。

(4) 契約締結に際し、受託者は暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(5) 本事業に係る予算が、岡山県議会令和8年2月定例会において議決されなかった場合は、技術提案審査会を中止する。